

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況	担当部	担当課
共通1	離島医療の充実強化について	離島地域における医療は、特殊事情に起因する制約もあって、医療従事者の確保は困難な状況であり、その安定確保と整備充実強化を図っていただきたい。	離島地域では、医師の確保が行政の最重要課題であり医師の任期切れごとに医師確保対策に苦慮しており、また、医療従事者の出張等で医師不在の場合、住民は不安な生活を送っている状況にある。 よって、医師確保と保健医療への支援を強化し、安定的な医療体制を図るとともに、離島・過疎地域における医療行政の円滑な推進をはかるため、引き続き整備充実強化を図る必要がある。	県では、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成等により、離島及びへき地の医療機関で勤務する医師の確保に取り組んでおります。 令和2年度以降は、地域枠を卒業した医師が専門研修を修了し、順次、離島・へき地での勤務を開始する予定となっております。	保健医療部	保健医療総務課
共通2	医師等確保対策について	離島・過疎地域への医師派遣や代診医の確保等、離島・過疎医療の支援を図っていただきたい。	離島・過疎地域では住民が安心して生活できるよう、医師等の確保は行政にとって重要課題である。 しかしながら、離島・過疎地域における医療は、地理的特殊事情に起因する制約もあって医療従事者の確保は困難な状況であり、離島・過疎地域への医師派遣や代診医の確保等、引き続き離島・過疎医療への支援の必要がある。	県では、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成等により、離島及びへき地の医療機関で勤務する医師の確保に取り組んでおります。 令和2年度以降は、地域枠を卒業した医師が専門研修を修了し、順次、離島・へき地での勤務を開始する予定となっております。	保健医療部	保健医療総務課
共通3	離島航空路線の運賃の低減方並びに『離島空路整備法（仮称）』の制定について	離島住民の生活福祉、経済の発展向上等、離島振興を図るため、離島航空路線の運賃の低減方並びに『離島空路整備法（仮称）』の制定についてご尽力をいただきたい。	割高設定を余儀なくされている現行の日本トランスオーシャン航空、琉球エアコミューター路線の航空運賃は、離島振興の隘路となっており、県の補助による運賃低減と、さらに『離島空路整備法（仮称）』の制定が必要である。	県では、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、割高な交通コストを低減し、離島住民の負担軽減を図るため、平成24年度から「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施し、航空路では新幹線並み運賃が実現されております。 離島航空路の安定的な確保及び利便性の向上を目的に、運航費及び航空機購入費用に係る財政支援、航空機燃料税等の公租公課の軽減措置が実施されておりますが、これらの内容をより確実なものとするため、新たな法制の整備についての要望を国に行ってきたところであります。 県としては、引き続き関係道県と連携して、その実現に向けて取り組んでまいります。	企画部	交通政策課

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

共通4	台風災害による支援策について	台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から、現在の災害復旧制度の適用基準を見直すよう引き続き国に対し強く働きかけていただきたい。	本県は、台風銀座と呼ばれるほど、地理的・気象的にも台風が通過する位置にあり、毎年台風の被害を被っている。 平成15年宮古圏域を襲った台風14号では、全壊・半壊する建物は少なかったものの風に伴う窓ガラスの破損による人的被害や吹き込んだ雨水により、公共施設、学校、病院、家屋等広範囲にわたり甚大な被害を受け、長時間住民の生活に支障をきたし、精神的、肉体的にも大きなダメージを与えた。 しかしながら、壊滅的な被害を被ったにもかかわらず、国の定める災害救助法や激甚災害法のような災害復旧制度は、地震や大規模な土砂災害など家屋が数多く倒壊する災害を想定していることから、同制度の適用基準に当てはまらないのが現状である。 毎年のように来襲する台風による災害は、宮古圏域のみならず、本県全体にかかわる問題であり、台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から、災害復旧制度の適用基準を災害の大きさと被害の実態を総合的に判断する等、その適用基準を見直す必要がある。	台風災害に対する災害復旧制度については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく特別の財政支援等の国による財政援助制度により、道路、港湾、農地、農業用施設等公共施設の早期の機能回復に努め、生活環境の回復を図っております。 災害復旧制度の改善については、全国でも要望が多く、全国知事会から積極的に国への要請を行っているところであり、平成22年度に被災者生活再建支援制度における適用条件の緩和、激甚災害制度における局地激甚災害指定基準の緩和の実施、平成23年度には地方交付税の一部改正により大規模災害等に係る特別交付税が必要に応じて交付可能となるなど、一定の成果が表れているところであります。 県といたしましては、災害復旧制度を活用して台風災害に対する早期の災害復旧ができるよう務めるとともに、国に対し災害復旧制度の改善等を要請していきたいと考えております。	知事公室	防災危機管理課
-----	----------------	--	---	---	------	---------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

共通5	宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりの強化について	保護及び船舶の安全操業と安全航行の確保等のため、監視体制の強化など、周辺海域の取り締まり強化について、配慮していただきたい。	海洋国家である我が国の排他的経済水域の広さは世界第6位であり、その広さは豊富な海洋資源の恩恵をもたらしている。 特に近年は、石油、天然ガス、メタンハイドレートなどの貴重なエネルギー資源の開発が期待され、排他的経済水域の保全はますます重要となっている。 そのような中、尖閣諸島周辺海域では、中国公船による領海侵犯や排他的経済水域での漁業者への挑発的行為などが繰り返され、尖閣国有化以降、中国の動きはさらに活発化している。 については、尖閣諸島周辺海域や排他的経済水域における貴重な海洋資源の保全・保護及び船舶の安全操業と安全航行の確保等のため、監視体制の強化など、周辺海域の取り締まりの強化を図る必要がある。	沖縄県としては、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取締りの徹底について、繰り返し国に要請するなど、尖閣をめぐる問題を重要視してきたところです。 令和元年9月29日に河野防衛大臣に対して、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保などについて、要請したところです。	知事公室	基地対策課
共通6	自動車リサイクル法における離島対策について	リサイクル料金の剰余金を活用しての離島対策支援事業の出えんの割合を10割としていただきたい。	自動車リサイクル法において、離島地域は本島までの運搬費用がかさむことにより、円滑なリサイクルルートに乗らないことが予想されるためリサイクル料金の剰余金を活用し海上輸送費（片道分）の8割を限度に出えんしているが、残りの2割分の負担を離島住民に強いる事は法の下での平等に反する。 平成13年度から施行された家電リサイクル法でもリサイクル料金以外に同程度程度の運搬費用がかかるため不法投棄が絶えず環境保全を阻害する要因となっている。自動車リサイクル法においてもまったく同様な状況であり、放置車両も増加傾向にある。	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく指定法人である公益財団法人自動車リサイクル促進センターでは、離島における使用済自動車の再資源化等を促進するため、県内離島から沖縄本島への海上輸送の際に要する費用の8割を支援しております。 同センターによると、当該支援の原資は全国の自動車ユーザーが預託したリサイクル料金の一部から出えんされたものであり、支援を受ける受益者にも一定の負担をいただくことが適正であること。また、市町村においても業務の効率化を促すことになることから、出えん率の上限を8割としたものであると説明しております。 県としては、各市町村の状況を踏まえ、海上輸送費の低減化が図られ同事業が円滑に促進されるよう、離島市町村に対して必要な助言等を行ってまいります。	環境部	環境整備課

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

共通7	海洋漂着ゴミ 処理対策につ いて	海洋漂着ゴミの防 止策及び処理対策 を継続的に講じて いただきたい。	沖縄本島及び離島の海岸には、プラスチック容器類や発砲スチロール、漁具、流木、廃油ボール、医療廃棄物などの大量の海洋ゴミが漂着し、海岸線及び海浜の景観を損ねている。 地域住民や各種団体等のボランティアによる回収もなされているが、自治体は海岸漂着ゴミの回収及び処理に多額の費用がかかり苦慮しているのが実情である。近年においては、大型の漂着ブイや木材なども多く離島内での処理が難しい状況にある。 海岸漂着ゴミには海洋投棄や周辺諸国からのゴミ等が含まれており、海浜景観を損なうだけでなく、有害・危険物質による海浜や海岸・海洋生物への汚染・危害という重大な環境問題も懸念されており、さらに高密度の微細プラスチックゴミ（マイクロプラスチック）が検出され、これを飲み込んだ魚や海鳥が体内に蓄積し、人体への影響も懸念されるなど深刻な事態である。 きれいな海浜、美しい自然環境を保全し、県のリーディング産業である観光産業の持続的な発展を図る上からも、継続的に海岸漂着ゴミの防止策及び回収・運搬・処理対策を講ずるに必要な事業費を市町村の財政負担にならないよう万全な措置を講じる必要がある。	県では、平成21年度に施行された「海岸漂着物処理推進法」に基づく国の補助金を活用し、全県的な漂着物実態調査、回収処理事業を継続して実施しております。 今後も国の補助金を活用し、海岸管理者や市町村、ボランティア団体等と連携して海岸漂着物対策に取り組んでまいります。	環境部	環境整備課
-----	------------------------	---	--	---	-----	-------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

共通8	特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について	(1) 採用した新任保健師等に対し地域実状に応じた現任教育等、資質向上について引き続き全面的支援をいただきたい。 (2) 特定町村において、保健師の確保が困難であるため欠員が生じた場合や新任保健師の教育支援として保健師の県・市町村間人事交流事業について対応いただきたい。 (3) 小規模町村において、保健師の複数配置が促進されるよう財政面等について国への働きかけ等特段の配慮をいただきたい。	特定町村においては、ようやく採用した保健師の多くは、新卒者であるため、地域保健活動の経験がなく、円滑に保健事業を進めることが困難であり、また、保健の専門職や先輩保健師等もいないため専門的な実務及び資質向上研修を町村独自で実施することも困難である。 現在、新採用保健師については、保健所保健師の支援で現任教育による実務研修が行われ、特定町村の保健事業の実施推進に大きな効果をあげており、今後ともこのことは重要である。 また、新採用保健師の多くは、他県を含む島外出身者で占められており、地理的、社会的不利性等から採用しても定着の期間が短く、安定した確保・定着に苦慮している状況にある。 さらに、保健師の加重負担を減らすことと、保健師業務の閉塞感等の払拭を図るために、県職員保健師の出向や市町村職員として住民の保健福祉ニーズ対応や業務経験を深め、多角的視点を培い、また人的ネットワークの活用による保健師等の人材育成につなげられる。 については、特定町村における保健福祉行政が円滑に推進し、保健師の安定確保・資質向上が引き続き図られるよう、ご支援をいただく必要がある。	(1) 特定町村においては、「沖縄県特定町村保健師等人材確保・育成支援計画」に基づき、保健師の確保支援と育成支援を行っているところであります。 育成支援では、保健所の現任教育支援と併せ、平成30年度から退職保健師等を活用した現地での現任教育支援事業や地域保健活動支援を実施しております。 今年度については、特定町村保健師の人材育成支援の充実強化のための予算を増額しており、特定町村保健師の確保と定着支援に引き続き取り組んでまいります。 (2) 特定町村において、欠員が生じた場合につきましては、「沖縄県特定町村保健師等人材確保・育成支援計画」に基づき、潜在保健師の紹介等の支援を行っているところであります。 (3) 保健師の配置につきましては、地方交付税が措置されているほか、人件費に対する国庫補助も措置されております。	保健医療部	保健医療総務課 地域保健課（現任教育関係）
-----	---	--	---	---	-------	--------------------------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

共通9	港湾等の整備 促進について	離島の重要港湾 及び地方港湾の整 備、同港湾環境整 備等を促進してい ただきたい。	地域間交流や観光の促進をはじめ、物 流の高速・効率化、離島航路就航船舶の カーフェリー化と大型化等の基盤となる 離島の重要港湾及び地方港湾の整備、同 港湾環境整備を促進するとともに、ター ミナルのバリアフリー化に対する支援措 置を強化する必要がある。 防災並びに火山噴火等災害時のライフ ライン確保の見地から必要な耐震強化岸 壁の整備を進める必要がある。	宮古地区の重要港湾である平良港においては、 現在、国直轄事業で、カーフェリーなど大型化す る船舶の航行安全の確保及び防災機能を強化する ため、耐震強化岸壁の整備を進めていると聞いて おります。 八重山地区の重要港湾である石垣港において も、国直轄事業で日本最南端の国際交流機能充実 を図るため、大型クルーズ船に対応するターミナ ル機能の拡充を行っていると考えております。 また、多くの離島を抱える本県の地方港湾の整 備は、地域の生活、産業を支える拠点として、こ れまで海上交通の安全性、安定性の向上を目指し て進めてきております。近年は観光振興の面から も、ますます重要な役割を担っており、旅客待合 所、浮き桟橋、屋根付き歩道等の環境整備も行っ ております。 さらに、平成28年度から離島住民の生活の利便 性向上に資する屋根付き荷さばき地の整備にも着 手したところであります。	土木建 築部	港湾課
共通10	水道事業の広 域化について	水道事業の広域 化を図っていただ きたい。	離島・過疎地域における水道事業は厳 しい運営を余儀なくされており、低廉で 安全・安心な水の確保、災害等に対する 危機管理体制の確立は重要な課題であ る。 県におかれましても、21世紀ビジョ ンにおいて「水道の広域化に取り組む」 と示しており、離島・過疎地域振興のた め、水道広域化の実現を早急に図ってい ただきたい。	県では、離島における水道料金の格差是正を含 めた水道のユニバーサルサービスを図るため、水 道広域化に取り組んでいるところであります。水 道広域化の第1段階として、本島周辺離島8村を 対象に、水道用水供給範囲拡大による水道広域化 を令和5年度までに実施予定としており、栗国村 においては、平成29年度末に広域化を実施してい ます。 その後、第2段階として、本島北部地域等、さ らに第3段階として宮古圏域及び八重山圏域を対 象に水道用水供給範囲を拡大し、最終的には県企 業局と全市町村の水道事業を統合した県内統合水 道を目指したいと考えております。	保健医 療部	衛生薬 務課

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

共通11	県内離島における石油製品の本島並み価格維持に関する復帰特別措置法の延長について	揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置は、平成32年5月14日で失効し、これに関連して許可された石油価格調整税も平成32年3月31日に効力を失う。 これらの特別措置が廃止された場合は、離島における産業の振興と住民生活の安定向上に大きな影響を及ぼすことになるので、復帰特別措置法の「揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置」の延長をしていただきたい。	県内離島における石油製品については、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置等の関連において地方税法第261条の規定により、法定外普通税として沖縄県石油価格調整税が許可され、同調整税を主たる財源にして県内離島石油製品輸送費補助制度が設けられ、これまで本島並み価格が維持され、県内離島の産業の振興及び住民生活の安定向上に大きく寄与している。 しかしながら、復帰特別措置による揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置は平成32年5月14日で失効し、また、これに関連して許可された石油価格調整税も平成32年3月31日に効力を失うことになっている。 つきましては、これらの特別措置が廃止された場合は、ガソリンにおいては揮発油税上昇と運賃コスト転嫁によるダブルパンチを離島住民が受けることになり、離島における産業の振興と住民生活の安定向上に大きな影響を及ぼすことになるので、復帰特別措置法の「揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置」の延長が必要である。	県では、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（昭和46年法律第129号）に基づく揮発油税等の軽減措置（7円/ℓ）を前提として、県内で販売される揮発油に石油価格調整税（法定外普通税）を課税（1.5円/ℓ）し、その税収を実質的な財源として、石油製品輸送等補助事業において、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品の当該輸送経費に対し補助を行っております。 本軽減措置（7円/ℓ）については、適用期限が令和2年5月14日までとされておりますが、一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響が大きいため、軽減措置の延長を国に要望し、令和元年12月20日に2年間の延長が閣議決定されたところで 県としては、該財源を活用し、引き続き、石油製品輸送等補助事業において、離島地域における石油製品の価格の低減と安定的かつ円滑な供給に取り組んでまいります。	企画部	地域・離島課
------	---	---	--	---	-----	--------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

共通12	現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設について	現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で法期限を迎えるため、新たな過疎対策法の制定がなされるよう国に働きかけていただきたい。	現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月をもって法期限を迎える。現行の過疎法では、同法が制定された平成12年当時に指定された過疎地域が継続して指定されてきたが、すでに指定地域が国全体の5割近くに達していることから、新たな法制度では地域指定の見直しが予測される。 「過疎地域対策緊急措置法」の制定以降、4次にわたる特別措置法に基づき50年近く過疎対策事業が実施された結果、本県においても過疎地域における産業の振興や生活環境の改善などが進められているが、依然として財政状況は厳しく様々な課題が山積している。 これまでの過疎地域の努力と役割を重視し、現在、過疎指定されている全ての市町村が継続して過疎地域に指定されるよう、新たな法律の制定について、国に働きかけていただきたい。	過疎地域の市町村は、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて過疎地域自立促進計画を策定しており、さまざまな施策を展開しています。その中でも、財政上も非常に有利な制度である過疎債を活用し、生活基盤の整備、産業の振興を図っています。 しかしながら、依然として過疎地域では、財政基盤の脆弱さ、人口減少、高齢化等による地域活力の低下など、解決すべき課題が残されていることから、沖縄県として、過疎地域が地域の実情に応じて指定されるよう、令和元年11月に国等に対し、要望いたしました。	企画部	地域・離島課
------	--------------------------------	--	---	--	-----	--------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部圏域

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況	担当部	担当課
南部1	離島航路補助事業費の拡充について（共通）	経営状況が厳しい離島航路事業者への離島航路補助事業費の拡充をしていただきたい。	離島航路補助制度における市町村負担は1／3へ移行の状況下で、沖縄本島（久高島）及び各離島航路事業者は経費の節減、合理化等経営の健全化に取り組んでいるところである。 市町村においては、これまでの地方交付税の減額等により財政的に非常に厳しい状況下にある。 過疎化が進んだ離島市町村としては、新たな財源の確保が難しく、物件費や人件費の削減など、歳出削減に努めているなかで、基金の取り崩しを強いられ離島航路事業の維持運営の圧迫要因となっている。 住民サービスを低下させないためにも、離島航路補助事業費の拡充を図る必要がある。	離島航路の確保・維持のため、県は、国、市町村及び航路事業者との協議で決定した沖縄県離島航路確保維持計画に基づき、国及び市町村と協調して運航に伴い生じた欠損額を補助しております。 県としましては、離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持のためには、今後とも、国、県及び市町村が適切な役割分担の下で連携して支援していくことが重要であると考えております。なお、市町村補助の8割について、特別地方交付税による補填がされております。	企画部	交通政策課

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部2	情報通信の格差是正について (共通)	離島地域超高速ブロードバンドサービスの提供に向けての基幹回線環境整備と早期の面整備をしていたきたい。	県による「離島地区情報通信基盤整備促進事業」において、沖縄本島と各離島を結ぶ海底光ケーブル（中継伝送路）の整備が平成28年度までに進められ、高速化のみならず中継区間の二重化（ループ構成）により安定した通信サービスに期待が高まっている。 一方、同事業で陸揚げ計画のなかった北大東島、南城市久高島については依然として陸揚げ計画がなく、南北大東島、久高島はループ化の予定もない。 零細な事業所ばかりの離島地区においては観光宣伝や誘客はインターネットに頼っており、教育や医療、買い物などの住民生活においても超高速ブロードバンドは不可欠となっているが、南北大東島、久高島においては、市営又は村営FWA（無線ブロードバンド）のみであり、アクセスの遅さや通信障害が住民・観光客から指摘されている。 南北大東島、久高島における安定したバックボーン（基幹）回線の整備と、早期の面整備を進める必要がある。	県は、平成28年度から離島及び本島北部の15市町村において、陸上の光ファイバ網を敷設する「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施しております。 大東地区においては、令和元年度から沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備に着手しており、南北大東島における超高速ブロードバンド環境整備についても、事業化に向け、自治体担当者及び通信事業者等と調整を進めているところです。 久高島における情報通信基盤の高度化については、整備財源の確保や維持管理の方法、費用負担等について地元自治体と調整を行っているところであり、基幹回線の整備と面整備に向け、引き続き自治体担当者及び通信事業者等と調整を進めてまいります。	企画部	総合情報政策課
-----	-----------------------	--	--	--	-----	---------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部3	廃棄物処理困難物の回収ルートについて (共通)	離島町村で処理できない廃棄物の処理・回収ルートを構築していただきたい。	使用済み廃棄電池や廃蛍光管などの処理困難物の処理は、離島町村では島外、本土へ搬送して処理を委託する状況にあり、その処理に多くの経費が生じ、一時的な保管や埋め立て処分をせざるを得ない状況下にある。 離島町村における最終処分場施設への負荷を低減し施設の延命化を図るため、処理困難物の回収ルートの広域化(離島間の回収等)や輸送費の補助制度(行政や回収業者への助成等)による処理困難物の広域処理回収ルートの構築が必要である。 また、同様に離島町村内で処理できない産業廃棄物も広域回収システムの構築が必要である。	離島地域における一般廃棄物の処理については、廃棄物処理施設の規模が小さくスケールメリットを得られにくいこと、また、処理できない廃棄物を沖縄本島や他県まで海上輸送し処理せざるを得ないことなどから、廃棄物の処理コストが割高となる状況があります。 そのため、県では、平成25年度から27年度にかけて、複数の離島市町村が連携して一般廃棄物を処理するとともに海上輸送費の低減化を図る「ごみ処理広域化」の調査を行い、関係市町村等に提言をしたところです。 また、これまで調査した離島地域の状況を踏まえ、「離島廃棄物適正処理促進事業」を実施しているところであり、産業廃棄物も含めた処理困難物について、処理の効率化、合理化、費用の低減化方策について検討し、必要な対策を実施してまいります。	環境部	環境整備課
-----	------------------------------------	--	--	--	-----	-------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部4	水道事業について (共通)	水道事業を統合していただきたい。	水道は、住民生活や産業活動に欠くことの出来ないライフラインであることから、高率補助や高料金対策の交付税措置など、国や県の財政支援や指導を受けながら、これまで市町村の責務として安定給水に努めてきたところである。 しかし、離島地域の地理的条件や小規模自治体特有の人的、財政的・技術的な基盤の脆弱性に起因して、水道料金を高料金に設定しながらも赤字経営が続くなど、現状は、水道サービスの理念である「安心・安定・低廉な水道水の供給」の面で、本島地域の市町村と大きな格差が生じている。 これらを早期に是正するには、国が示す水道ビジョンにあるように水道広域化の一環として、水道用水供給事業の拡大により、安心・安定・低廉な水道用水を本島地域と同様に受水することが効果的である。 平成26年11月に県、県企業局、各村(県内離島8村)の3者において「水道用水の供給に向けた取組に関する覚書」を締結したところである。 水道用水供給事業の拡大には、経営健全化に努めている県営水道用水供給事業や現受水事業体には負担を強いることとなるが、離島地域の振興及び広域化による沖縄県の水道サービスの向上発展に向け、現に窮している本島周辺離島の全事業体においても早期に実施する必要がある。	県では、離島における水道料金の格差是正を含めた水道のユニバーサルサービスを図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。水道広域化の第1段階として、本島周辺離島8村を対象に、水道用水供給範囲拡大による水道広域化を令和5年度までに実施予定としており、栗国村においては、平成29年度末に広域化を実施しています。 その後、第2段階として、本島北部地域等、さらに第3段階として宮古圏域及び八重山圏域を対象に水道用水供給範囲を拡大し、最終的には県企業局と全市町村の水道事業を統合した県内統合水道を目指したいと考えております。	保健医療部	衛生薬務課
-----	------------------	------------------	--	---	-------	-------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部5	海岸漂着ゴミ 処理対策につ いて (共通)	海岸漂着ゴミの 防止策及び処理対 策を継続的に講じ ていただきたい。	沖縄本島及び離島の海岸には、プラスチック容器類や発泡スチロール、漁具、流木、廃油ボール、医療廃棄物などの大量の海洋ゴミが漂着し、海岸線及び海浜の景観を損ねている。 地域住民や各種団体等のボランティアによる回収もなされているが、自治体は海岸漂着ゴミの回収及び処理に多額の費用がかかり苦慮しているのが実情である。近年においては、大型の漂着ブイや木材なども多く離島内での処理が難しい状況にある。 海岸漂着ゴミには海洋投棄や周辺諸国からのゴミ等が含まれており、海浜景観を損なうだけでなく、有害・危険物資による海浜や海岸・海洋生物への汚染・危害という重大な環境問題も懸念されており、さらに、高密度の微細プラスチックごみ（マイクロプラスチック）が検出され、これを飲み込んだ魚や海鳥が体内に蓄積し、人体への影響も懸念されるなど深刻な事態である。 きれいな海浜、美しい自然環境を保全し、県のリーディング産業である観光産業の持続的な発展を図る上からも継続的に海岸漂着ゴミの防止策及び回収・運搬・処理対策を講ずるに必要な事業費を町村の財政負担にならないように万全な措置を講じる必要がある。	県では、平成21年度に施行された「海岸漂着物処理推進法」に基づく国の補助金を活用し、全県的な漂着物実態調査、回収処理事業を継続して実施しております。 今後も国の補助金を活用し、海岸管理者や市町村、ボランティア団体等と連携して海岸漂着物対策に取り組んでまいります。	環境部	環境整備課
-----	--------------------------------	---	--	---	-----	-------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部6	那覇港泊埠頭の整備について (共通)	次の事項について、早急な設置及び整備等をしていただきたい。 (1) とまりんターミナル2階からのボーディングブリッジの設置 (2) フェリーへの車両等の出し入れのための可動橋の設置 (3) 那覇港（泊埠頭）利便性向上施設整備事業（屋根付き歩道の整備、久米島・南北大東の岸壁等整備）の早期完了	那覇港泊埠頭は、本島と周辺離島を結ぶ定期航路（渡嘉敷、座間味、粟国、渡名喜、久米島、南北大東）の表玄関として、島民の生活航路としてのみならず、年々増加する観光利用客等で活況を呈している。 しかしながら、未だに人と車、物流が交錯する状況で運用されており、かねてから危険性が指摘されているところであり、事故を未然に防止するため施設の改善が強く求められている。	(1) ボーディングブリッジの設置について、那覇港管理組合は、現状においても岸壁背後の施設用地が狭いことから、とまりんからのボーディングブリッジを設置するとさらに手狭になるため、ボーディングブリッジは設置せず、ふ頭内道路の利用方法等を検討し、関係者と協議を進めていくとのことであります。 (2) 可動橋の設置について、那覇港管理組合は、陸域・水域が狭隘なため、当面、可動橋は設置せず、将来的な施設の更新時期に整備を検討することとあります。 (3) 屋根付き歩道の整備について、那覇港管理組合は、「とまりん」から「泊ふ頭北岸」の渡嘉敷・座間味の高速船乗り場に至る区間を、平成26年度から事業に着手しており、早期の完成を目指しているところであります。	土木建築部	港湾課
-----	-----------------------	---	---	--	-------	-----

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部7	高速船代替船建造支援について (共通)	渡嘉敷村・座間味村において就航している高速船の老朽化に伴う代替船建造の支援をしていただきたい。	船舶輸送が唯一の公共交通手段である渡嘉敷村、座間味村両村にとって、安定的かつ効率的な運航形態を確保することは住民生活の向上や地場産業発展のために不可欠であり、現在両村では、フェリーと高速船の2隻体制で運航している。 フェリーに関しては沖縄振興特別推進交付金により、渡嘉敷村においては買取り支援に、座間味村においては新造船建造に同交付金を活用しているところである。 一方で、両村の高速船については、マリナーライナーとかしき（渡嘉敷村）は就航から18年、クイーンさみみⅢ（座間味村）は就航から16年が経過し、経年劣化に伴う弊害が各部各所において発生するなど、その対応に多大な費用を要している状況にある。 高速船建造の費用負担増は大きく、最重要事項である安心して安全な運航に加え、船舶事業の安定的な経営に支障が出る恐れがあるが、小規模自治体である両村の財政基盤は脆弱なため、その財源の確保に苦慮しているところである。 離島航路運航安定化支援事業の事業計画である沖縄県離島航路船舶更新支援計画においては、1航路1隻とされているが、両村のリーディング産業である観光産業の更なる活性化や住民生活の安定向上を図るため、高速船代替船建造への支援が必要である。	県では、離島の定住条件の整備を図るため、小規模離島の赤字航路に就航する船舶の建造又は購入費を補助する離島航路運航安定化支援事業を実施しております。 同事業の実施にあたっては、国、県、関係市町村及び航路事業者で構成する沖縄県離島航路確保維持改善協議会において、「沖縄県離島航路船舶更新支援計画」を策定の上、平成24年度から令和3年度までの更新対象を14航路15隻として実施しており、平成30年9月現在で9航路の船舶更新が完了しております。 県としては、今後更新予定の6航路の船舶更新を着実に実施しつつ、座間味、渡嘉敷航路の2隻目となる高速船への支援については、今後の需要動向等を見ながら、引き続き検討していきたいと考えております。	企画部	交通政策課
-----	------------------------	---	--	---	-----	-------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部8	鳥獣対策に係る県の支援について (共通)	鳥獣対策（イノシシ等）に係る支援事業の実施をしていただきたい。	渡嘉敷村においては、野生化したイノシシが繁殖し農作物等への被害が発生し、農業振興へ著しい影響を及ぼしている。 また、近年、海を渡り隣村である座間味村への上陸も確認され、座間味村外地島ではメスの成獣の捕獲事例や目撃情報も多数、農地での被害も確認された。 両村は、対策として県の補助事業（鳥獣被害防止総合支援事業）を活用し、平成23年度から昨年末までに757頭の捕獲駆除を行っているが、イノシシは繁殖率が高くその対応に苦慮している状況である。 このような状況を踏まえ、渡嘉敷・座間味両村での対策はもとより環境省においても対応策を検討しており、早急に更なる対策が必要不可欠であることから、沖縄県においても環境省が交付し県が実施する「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、被害根絶が確認されるまでの間、両村への有害鳥獣対策に係る支援が必要である。	沖縄県における鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業で総合的に推進しているところであります。 具体的には、 ① 市町村協議会等が主体となった銃器・捕獲箱による有害鳥獣捕獲 ② ワイヤーマッシュ柵や電気柵などの侵入防止柵、防鳥ネットの整備などを実施しております。 今後とも、市町村、J Aなどの関係団体と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。 (環境部自然保護課) また、県では、座間味村及び渡嘉敷村において、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用し、生態系の保全を目的として、従来から実施している有害鳥獣捕獲と連携した事業を実施することとしています。	農林水産部	営農支援課
-----	-------------------------	---------------------------------	---	--	-------	-------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部9	海洋深層水取水設備の増強ならびに研究体制のさらなる強化について (久米島町)	民間企業を中心に海洋深層水の需要は増加する一方にあり、今後、展開する海洋深層水利活用に対応するため、日量10万トンへの取水供給設備増強及び研究体制の強化をしていただきたい。	沖縄県海洋深層水研究所の研究成果と技術は、民間企業等で活用され、クルマエビ、海ぶどうの県下全域への安定生産に大きく貢献している。 また、久米島町における、海洋深層水関連産業は、基幹作物であるサトウキビ産業を大きく上回る生産額となっており主要産業へと成長している。 こうした深層水関連産業の進展は、国内外から注目され、新規養殖事業展開や食品及び工業関係企業（飲料水、電池、再生可能エネルギー）、医療・健康産業（化粧品、各種サプリメント開発）等、多様な分野から具体的な実証設備の設置提案や共同開発等について問い合わせが増えており、深層水の海洋資源としての価値と需要はますます高まっている。 このような需要に対応することは「沖縄21世紀ビジョン」における「離島振興、海洋産業創出、海洋エネルギー等の再生可能エネルギー活用」を推進し実現することにつながり、そのための基本インフラとなる海洋深層水取水設備の増強等について組織横断的な体制で取り組む必要がある。	県としては、久米島町の海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であると認識しております。 このため、久米島町が主催した令和元年8月の「第1回プロジェクト推進会議」及び令和2年3月の「第2回プロジェクト推進会議」に、関係部局職員が出席し意見交換を行ったところであり、今後この会議で明らかになった課題について、県と町で整理していくこととしております。	企画部	地域・離島課
-----	---	---	--	---	-----	--------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部10	久米島への航空燃料給油施設の整備について (久米島町)	久米島町の産業振興並びに那覇空港の補完機能を有するためにも、久米島への航空燃料給油施設の整備について支援していただきたい。	久米島には航空燃料給油施設が無いことから、夏季に就航する久米島・東京直行便の東京行きがトランジットで那覇空港を経由しており、直行便の利便性が活かされていない状況にある。 さらに、県外からの航空チャーター便の誘致及び増便においても大きな阻害要因となっている。 久米島に給油施設（航空燃料貯油タンク・レフューラー）を整備することにより、航空路線の拡充を図り、観光をはじめとする各種産業の活性化、更には悪天候等の際に那覇空港から近い久米島空港をダイバートとして利用することで、混雑する那覇空港を離発着する航空路線全体の安全性及び利便性の向上にも繋がる施設の整備が必要である。	給油施設については、一義的には、民間事業者が整備・運営するものと認識しております。 県としては、空港敷地内への整備要請があれば、関係者と調整の上、敷地の提供について協力していきたいと考えております。	土木建築部	空港課
------	--------------------------------	---	---	---	-------	-----

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部11	兼城港拡張整備について (久米島町)	兼城港の拡張整備及び小港地区に浮棧橋を整備していただきたい。	近年、クルーズ船が久米島に寄港するようになったものの、現状では接岸できずに乗客はテnderボートによって上陸している状況にあることから、利用客の安全性の確保、利便性の向上を図る必要がある。港の拡張により新たなクルーズ船の誘致にも繋がることから港湾の整備を要望する。 兼城港（小港地区）においては、近年、漁船の大型化や「水産鮮度保持施設」の整備（平成27年）に伴い、寄港する漁船も増加傾向にあり、狭隘化する状態にある。更に台風や波浪時には避難する船が寄港すると既設の船揚げ場に収容できない状態にある。 また、当港は年間を通じて南風（海から陸向け）の影響を受けやすく、接岸時における船舶同士の接触や荷揚げなどにも支障をきたしていることから、漁船等の安全性の確保及び利便性の向上を図るため、船揚げ場の拡張並びに浮棧橋の新設が必要である。	兼城港兼城地区は、隣接する「水産鮮度保持施設」の供用により、利用船舶が増加しており、整備の必要性は認識しております。突堤や浮棧橋の整備、船揚げ場の拡張については、久米島町と調整を図りながら検討していきたいと考えております。	土木建築部	港湾課
南部12	マリーナの整備について (久米島町)	兼城港に隣接したマリーナを整備していただきたい。	港湾東側の白瀬川下流は、琉球王朝時代に中国との交易の際に船の停泊地として繁栄した場所である。今後、久米島町におけるプレジャーボートを活用した海洋レジャーによる観光振興、地域活性化を図るためマリーナの整備が必要である。	兼城港におけるマリーナの整備については、今後、船舶の規模、利用隻数の現状や将来的な需要等を把握し、整備の必要性について久米島町と調整を図っていきたいと考えております。	土木建築部	港湾課

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部13	居住離島市町村での出産が困難な妊産婦及び難病患者の宿泊施設の整備について (久米島町)	居住離島市町村での出産が困難な離島地域の妊産婦や本島の医療機関に通院する必要がある難病患者が、安く長期滞在できる宿泊施設を整備していただきたい。	久米島町では、医師確保の困難から、平成20年以降、島での出産ができない状況が続いており、出産のために、少なくとも予定日の4週間前（早産等の恐れがある妊婦は数か月前）から島外での滞在を余儀なくされており、ホテルなど自宅外での長期滞在は経済的な負担が非常に大きく、少子化の一因ともなっている。 そのため、久米島町では平成20年度より、町独自で出産助成金を支給していますが、定期検診や出産の渡航費に充てられる程度であり、抜本的な負担軽減には至っていない。 また、出産のみならず、難病等の治療にも本島の医療機関に通院する必要があることから、同様に経済的な負担となっている。 本島周辺離島住民の経済的負担軽減ならびに少子化対策の一環として、居住離島市町村で、出産が困難な妊産婦、難病患者等が、安く長期滞在のできる宿泊施設の整備が必要である。	県では、島外の医療施設へ通院する離島の患者の経済的負担を軽減するため、平成29年度から離島患者等支援事業を実施しております。当該事業では、宿泊施設に加え、ウィークリーマンション等の利用についても対象としているところであります。	保健医療部	医療政策課
------	--	--	---	--	-------	-------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部14	高速船導入について (久米島町)	那覇及び周辺離島を結ぶ高速船導入の支援をしていただきたい。	沖縄本島及び宮古、八重山地方の観光入域客数が右肩上がりに伸びる中、久米島及び周辺離島地域は長期にわたり入域客数が伸び悩んでいる。 観光を含む交流人口等の増加を図るためには粟国島や渡名喜島など周辺離島との広域的な連携による魅力づくりが必要であり、また「沖縄21世紀ビジョン」においても各離島への誘客を図る「離島の広域周遊ルートの形成」に取り組むとされている。 上記実現のためには離島間を短時間で移動できる高速船導入が必要である。	久米島と那覇間の航路は、平成16年度まで久米商船株式会社が高速船を運航しておりました。当該区間の距離は約100kmに及ぶことから、運航は天候に大きく左右され、久米商船株式会社が高速船を運航していた間においても、冬場は海上の時化により運航が困難なため運休する一方、夏場は台風等の影響で就航率が低い状況となっており、結果として採算が取れず、撤退しております。県としましては、過去の経緯や当該区間の実情等を踏まえると、高速船の導入は非常に困難と考えております。	企画部	交通政策課
南部15	渡嘉敷港の整備について (渡嘉敷村)	(1) 渡嘉敷港フェリーバース（桟橋）や波除堤の新設整備をしていたきたい。 (2) 港内の浚渫土砂の島外搬出を行っていただきたい。	(1) 平成29年度に港湾内の静穏度調査が完了し、平成30年度以降に対策工の検討を行っていくとの回答を得ているが、改善策を検討し早急に必要な実施がある。 (2) 港内浚渫については、平成28年度に港湾課で調査を実施し、浚渫土砂の処分についての予算確保が課題との回答を得ているが、島内において処分場の確保が困難なことから、島外搬出を行う必要がある。	(1) 渡嘉敷港においては、港内静穏度の向上を図る必要があると認識しており、平成29年度から実施する静穏度向上調査の中で検討していきたいと考えております。 (2) 渡嘉敷港の浚渫については、島外へ搬出することで、村との調整が整ったことから、令和元年12月に工事着手し、今年度末に搬出を完了する予定であります。	土木建築部	港湾課

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部16	沖縄県平和祈念資料館ざまみ分館の設置について (座間味村)	八重山平和祈念館の設置に引き続き、座間味村にも同様の分館を設置していただきたい。	昭和20年3月26日、座間味村は太平洋戦争において米軍が初めて上陸した地であるとともに、住民の「集団自決」が起こった地でもある。 その痛ましい史実を後世に伝え、この地から平和を発信しようという使命感から、官民一体となって記念誌の発行や遺品の収集、また戦争体験者による修学旅行生への講話などを行ってきた。しかし、語り部の多くはすでに亡くなり、戦時を語る物品・資料も散逸しがちである。 一方、本村は平成26年3月の国立公園指定を機に観光客が増加し、修学旅行生や外国客を含む入域客が平成27年から30年まで4年連続で10万人を超え、戦史資料館を望む声は村内外から一層高まっている。 戦後70年を過ぎた今、専門家による史実や資料の整理を行い、米軍が本島上陸を前に補給基地とするため戦場となった慶良間諸島の実相を伝える「沖縄県平和祈念資料館ざまみ分館（仮称）」を設置する必要がある。	沖縄県平和祈念資料館は、全戦没者の追悼と恒久平和の祈念、平和の発信と創造、平和教育の場としての役割を担っております。 沖縄戦当時は、全市町村が戦禍に巻き込まれ、被害を受けましたが、現資料館において沖縄戦の実相と教訓を継承することを目的に、各地から沖縄戦に関する資料が集められております。 このことから、現状どおり、沖縄県平和祈念資料館へ機能を集約させることで、県内外に平和を発信する拠点としての役割を果たせるものと考えます。	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課
------	----------------------------------	--	--	---	----------	-----------

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部17	駐在所の設置について (座間味村)	阿嘉・慶留間地域に駐在所を設置していただきたい。	座間味村は平成26年3月に「慶良間諸島国立公園」の指定を受け、平成27年から4年連続で年間10万人を超える観光客が訪れるようになった。観光産業は村の活性化に大きく寄与しているが、治安上の不安も増大し、夏季の繁忙期には応援の警察官の派遣で対応している。 駐在所は座間味島にだけ設置されている現状では、阿嘉島・慶留間島において各種事案が発生した場合、座間味島駐在の警察官が船で移動しなければならず、荒天や夜間に対応できないこともあり、阿嘉島・慶留間島住民からは警察官の常駐について強い要請がある。 安心安全な村づくりのため阿嘉・慶留間地域に駐在所を設置する必要がある。	県警察においては、限られた体制を効果的・効率的に運用し、良好な治安を確保するため、これまでも統廃合を含め、交番や駐在所の適正配置に努めているところである。 交番や駐在所を新設するに当たっては、既存の警察施設の位置、管内人口の変動、治安情勢などを踏まえて総合的に検討している。 現在、阿嘉・慶留間地区を管轄する駐在所は、座間味島に設置されている座間味駐在所となっているところ、県警察としては、今後とも、阿嘉・慶留間地区における治安情勢、周辺環境の変化等を注視した上で、地域の安全・安心の確保に向けた検討を行うとともに、阿嘉・慶留間地区を含めた県内の交番・駐在所の適正配置に努めていく予定である。	警察本部	警務課
南部18	座間味港の整備について (座間味村)	座間味港にゲストバースを設置していただきたい。	平成26年3月に「慶良間諸島国立公園」の指定を受けたことにより、本土や海外からのヨットやクルーザーで来村する観光客が増えているが、それらを停泊する場所が無く、現在は定期航路のフェリーや高速船の停泊場所に出航後停めている状況である。 また急な天候の悪化による避難場所としても係留するスペースがなく、長時間停泊禁止の場所にやむを得ず停泊させる現状であり、ゲストバースの設置が必要である。	座間味港においては、浮き桟橋などの港湾施設の整備に努めてきたところであります。当港の利用船舶が増加傾向にあるとのことですが、ゲストバースの整備については、現地の利用状況を踏まえ、その必要性について調整していきたいと考えております。	土木建築部	港湾課

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部19	栗国－那覇間の航空路線の運航再開について (栗国村)	栗国－那覇間の航空路線を信頼性の高い会社での運航を再開し、併せて国庫補助の拡充を国へ要望していただきたい。	栗国村への航空路線については、第一航空株式会社が撤退後、日常生活に不便をきたし交通の不便な島と化している。 栗国－那覇間を一往復するフェリー栗国の平成29年度実績では、45日間欠航しているのが現状であり、加えて港湾内の事情で45日間の繰上出航等を行った状況である。 安心・安全な渡航に関しては、栗国村の産業振興はもとより、医療・教育・住民福祉への影響が懸念されている。 沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画で「離島における定住条件の整備」を掲げ、離島で暮らす者にとっては、大変心強く感じるとともに大いなる期待を寄せている。 については、離島における住みよい暮らしを実現するためにも、信頼のおける透明性の高い会社による早急な運航を再開し、併せて国庫補助の拡充（実績損失額に対する補助）が必要である。	県では、離島航空路線の運行費に係る国庫補助について、地方航空路線を有する関係自治体で構成される全国地域航空システム推進協議会等を通じて、実績収益額から実績費用額を差し引いた実績損失額により補助金の額を算定するよう国へ要望しているところであります。 県としては、関係機関と連携しながら、引き続き補助の拡充について国へ要望してまいります。	企画部	交通政策課
南部20	西森周辺の塩川から上の手までの避難道と遊歩道の整備について (渡名喜村)	村民が漁の最中に津波が発生した場合の避難道（村民の安全）や県立自然公園に相応しい遊歩道の整備をしていただきたい。	渡名喜島周辺（南側断崖の一部を除く）がリーフ（珊瑚礁）で囲まれ豊かな漁場となっており、潮が引くと季節や昼夜を問わず多くの村民が徒歩で漁に出る。特に冬場はイザリ漁（夜の漁）が盛んに行われているが、西側のリーフから山側への避難道がなく「21世紀ビジョン」における「社会リスクセーフティネット」の確立からしても、津波等に対しての避難道に対策が急務である。 さらに西側に遊歩道を設けることにより、渡名喜県立自然公園の指定を活かした、本村の観光振興のためにも遊歩道の整備が必要である。	渡名喜島は、優れた景観を有しており、その保護と利用増進を図るため、平成9年度に「渡名喜県立自然公園」に指定しております。北部の西森（ニシモリ）は、特に自然景観の優れた丘陵地であり利用の増進を図るため、沖縄県において、平成17年度に西森園地として遊歩道、休憩所等を整備しました。 新たな遊歩道整備については、詳細な情報を収集し、地元渡名喜村など関係機関と調整し検討してまいります。	環境部	自然保護課

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部21	港湾整備について (南大東村)	亀池港漁船溜まり場を整備拡張していただきたい。	南大東村においては、漁港の整備に伴い、漁業者が増加し、漁船の大型化が図られ、産業の少ない離島村において水産業の発展が期待されている。 しかしながら、南大東漁港の防波堤が完成しても、ソデイカ漁の最盛期である11月から4月までの間は、沖で操業することが可能であっても季節風の波浪により出入港ができない厳しい状況にある。 現状も11月から4月までの間は、亀池港漁船溜まり場を使用して出漁しており、漁業者の増、漁船の大型化により湾内を含め狭い状況にある。 以上のことから、年間を通して安定操業ができることが水産業の発展につながるため、南大東漁港の反対側の亀池港漁船溜まり場の整備拡張が必要である。	現在、南大東村では南大東漁港（南大東地区）の整備が進められ、北大東村では南大東漁港（北大東地区）が完成供用されております。 亀池港の小型船だまりの整備については、両地区の利用状況を踏まえ検討していきたいと考えております。	土木建築部	港湾課
------	--------------------	-------------------------	--	--	-------	-----

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部22	南大東島産農林水産物の航空路線による島外出荷について (南大東村)	南大東島から県内外に出荷する農林水産物を農林水産物流通条件不利性解消事業の航空路線輸送費補助の対象としていただきたい。	南大東島は沖縄本島から東へ390km離れた太平洋上の遠隔地にあり、島外への交通手段は空路・海路とあるが、島への航空路線は島民の生活や産業振興・教育福祉において重要な交通手段であり生活路線となっている。 一方、遠隔地にあることから割高な移動コストや輸送コストを負担せざるを得ず、その影響は、島民生活及び産業振興の両面で沖縄本島と格差が生じ、定住条件にも厳しく、人口減少への影響も懸念しているところである。また、海路による島外出荷の物流対策は港湾の事情から大変厳しい現状にある。 このような中であって、航空路線は平成28年8月より新型機が就航し、旅客・貨物双方で積載が増大している。 よって、遠隔地である南大東島の輸送上の不利性を軽減するため、島外（県内外）に出荷する際、県農林水産物流通条件不利性解消事業において、南大東島産農林水産物を対象品目・補助対象経費・輸送方法に選定する必要がある。	県においては、本土に対する地理的不利性を解消するため、また、本土市場での市場競争力の向上や県外出荷時期・出荷量の拡大を図り、農林水産業の振興に繋げることを目的に農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しているところであり、県外出荷に際しては、離島・本島間の輸送費も補助対象となっております。 また、南北大東島から県外出荷する際の本島までの輸送費につきましては、これまで補助してきた船舶輸送に加え、平成29年度より航空輸送（50円/kg）を追加したところであります。 なお、離島から本島へ県内出荷される生鮮農水産物の輸送費補助については、現在宮古島市及び石垣市などの4離島市町が、実施していることから、市町村との役割分担の中で、検討されるべきものと考えております。	農林水産部	流通・加工推進課
南部23	北大東港北地区への船溜まり場の整備について (北大東村)	北大東港北地区に小型船舶用の船溜まり場を整備していただきたい。	北大東村には3箇所の港湾施設と、島の南側に掘り込み式の漁港がある。 しかし、海上における静穏性の確保が厳しい本村にとっては、安全面の確保及び将来における水産業振興の観点から、漁業者の安定した活動やスキューバダイビング並びに遊漁船案内など年中を通した活動を提供するため、小型船舶を対象とした島の北側に船溜まり場の整備が必要である。	北大東村では南大東漁港（北大東地区）が完成供用された状況を踏まえ、北地区の小型船溜まりの更なる整備については、その必要性について検討していきたいと考えております。	土木建築部	港湾課

平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」

南部24	県営と団体営の統合化した畑かん施設管理運営要領等の策定について (北大東村)	畑かん整備完了に合わせ各地区を統合し円滑な水管理が出来るよう、畑かん施設運営要領等を構築していただきたい。	北大東村の畑かん整備は、県営と団体営で整備を進め、平成33年には村全体が整備される見通しであり、今後は計画的な営農経営が可能となる。 しかし、畑かん完了後には、畑かん施設の管理面からも現在いくつかある組合を統合し運営することが経済性や効率性からも重要なため、統合化した水利組合が必要である。 平成33年完了を見据え、既に完了した畑かん施設の台帳を整理し村全体の水利施設が効率良く機能できるよう、維持管理費の低減が可能となるような畑かん施設運営要領等の管理体制構築のための仕組み作りが必要である。	北大東村における農業用水については、村の水需給基本計画に基づき、県および村が一体となって整備しているところであります。 整備完了後の各施設については、村や水利組合が管理することとなるため、施設の効率的な利用や適切な維持管理にあたっては、管理体制の省力化や、合理化が必要であると考えております。 現在、県では県営農地整備事業小浜地区(金武町)をモデルに、施設管理・運営の基本的な考え方を検討しているところであり、北大東村においても、当該成果を活用し、円滑な施設の引き渡しを行うとともに、管理体制の省力化・合理化が図られる方策について、村と連携して検討してまいります。	農林水産部	農地農村整備課
南部25	久高島留学センターの活動に対する支援について (南城市)	留学センターが安定的に運営できるよう支援していただきたい。	久高島においては、平成13年4月「久高島留学センター」が開設され、全国から多くの児童生徒を受け入れてきた。その間、子供たちは久高島の豊かな自然で島民の方々に育まれてきた。留学センターで共同生活を通して、放課後や休日に島の行事等にも積極的に関わり、学校や島の活性化に大きく貢献してきた。 留学センターは、自治会を中心に運営に努めているところである。しかし、留学生の生活指導や安全確保の面からもスタッフの増員・充実が求められるが、それもままならない状況である。今後も島の活性化と久高小中学校の活性化のためにも、久高島留学センターを安定的に運営していく必要がある。 そこで、島の子供たちとの交流を促進し、子供たちの減少を抑止するためにも、留学センターの活動に対する支援が必要である。	久高島留学センターは、当時の知念村が久高島における学校教育の充実や島の過疎化対策として位置付け、同村が建設した離島体験宿泊交流施設等の一部を利用し、平成13年4月に民間と連携して運営が始まったものです。 その後、平成15年度に教育・住環境の充実を図るため、同村が設置主体となって専用施設を整備し、久高区が同施設の管理を行うとともに、引き続き同センターの運営を民間に委ねております。 また、南城市では、同センターの運営を支援するため、平成23年度から運営費の一部を補助しております。 県としては、これらの経緯を踏まえ、同市において適切に対応すべきものと考えております。	企画部	地域・離島課